

会 議 録

1 会議名

平成 30 年度 上越市入札監視委員会 第 3 回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【開会】（公開）

【挨拶】（公開）

【報告】（公開）

(1) 発注状況について（市発注）

（ガス水道局発注）

(2) 指名停止措置状況について

【審議】

(1) 抽出案件の審議について

3 開催日時

平成 30 年 12 月 20 日（木）午後 1 時 30 分から午後 3 時 20 分まで

4 開催場所

上越市ガス水道局 4 階 402 会議室

5 傍聴人の数

0 人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・ 委 員：今本啓介、岩井文弘、笹川香織、宮崎貴博、山田昌子

・ 事務局

上 越 市：宮下契約検査課長、鋤柄副課長、武田係長、西條係長、木村主任

ガス水道局：新部総務課副課長、城川係長、池田主任

（審議案件担当課等）

河川海岸砂防課：小山係長、飯塚技師

板倉区建設グループ：佐藤主任

危機管理課：横田主任

用地管財課：荒川主任

上越妙高駅周辺整備事務所：小山田係長

市民課：小嶋係長

税務課：伊藤副課長

学校教育課：梅澤指導主事

ガス水道局維持管理課：吉原係長

ガス水道局浄水センター：江口係長、松矢主任

8 発言の内容

【開会】

宮下課長： 本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

本日の進行は、契約検査課長の宮下が務めさせていただきます。本日は委員の皆様、の任期内最後の定例会となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、会の開催に当たり、資料の確認をお願いします。事前にお配りしています次第及び資料 1-1 発注状況について、市発注分、資料 1-2 同じく発注状況について、ガス水道局発注分、資料 2 指名停止措置状況について、資料 3 抽出案件の審議についてNo.1～No.11 です。その他、委員名簿、座席表、委員募集チラシです。

今ほどの委員募集チラシをご覧ください。本日のお昼にFM-Jでも放送させていただきましたが、来年2月15日までの間、委員の応募を行っています。もし、関心のある方がおられるようでしたら、会議の様子などを皆さんからお話ししていただければと思っていますので、参考までに配布させていただきます。よろしくお願ひします。

本日の出席状況については、ご覧のとおり欠席なく全員の出席です。従って、入札監視委員会設置要綱第7条第2項の規定により開会の要件である半数以上に達していることをご報告します。

それでは、ただ今から「上越市入札監視委員会 平成30年度第3回会議」を始めさせていただきます。なお、上越市では、審議会の会議を原則として公開し、市民等の皆様に傍聴いただくこととしておりますので、あらかじめご了解ください。また、傍聴される皆様方におかれては会議に対する発言権の無いこと及び会議中のご清聴について、ご理解とご協力をお願いします。

では、会議に先立ち、今本委員長からご挨拶いただいた後、入札監視委員会設置要綱第7条第1項の規定に基づき、以降の進行は委員長から願ひしたいと思います。

【挨拶】

今本委員長： 皆さんこんにちは。本日は足元が悪い中、また寒い中、そして年末のお忙しい中ご足労いただき、ありがとうございます。早いものでこの任期内最後の会議となりました。慣れてきた頃に終わりという委員の方もいらっしゃるかもしれませんが、今日も今までどおり、入札監視に努めていければと思っています。本日、長時間に渡りますが、よろしくお願ひします。

それではただ今から、上越市入札監視委員会、平成30年度第3回会議を開催します。

まず、報告から入りたいと思います。報告の(1)発注状況について、市発注分、ガス水道局発注分、それぞれについて事務局から説明をお願いします。

【報告】

(1) 発注状況について（市発注）

（ガス水道局発注）

宮下課長： 資料 1-1 に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の市発注分の発注状況について、質問等ありましたらお願いします。

全委員： （意見なし）

今本委員長： 続きまして、ガス水道局発注分の発注状況についてお願いします。

新部副課長： 資料 1-2 に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。ガス水道局の発注状況について、質問等がありましたらお願いします。

全委員： （意見なし）

今本委員長： 次に(2)指名停止措置状況について、事務局から説明をお願いします。

(2) 指名停止措置状況について

宮下課長： 資料 2 に基づき説明

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の指名停止措置状況について、質問等がありましたらお願いします。

岩井委員： 1 件目について、指名停止期間 2 週間で非常に軽微な事故だったとの事ですが、指名停止措置が 10 月 1 日からですが、どのように日程を決めているのか、そして、この会社は以前にも同じようなことがあったとのことですが、例えば 2 回 3 回と繰り返した場合に、指名停止期間が更に長くなる、停止の措置が重くなる、そのような規定はあるのかについて教えてください。

宮下課長： 大きく分けて 2 点のご質問をいただきました。

まず、指名停止期間というのは、それぞれの事案ごとに何週間・何か月と処分の幅が決まっています。それを具体的な事案、さらには過去の指名停止の状況などを踏まえ、総合的に決定しています。

指名停止の始期については指名停止に至るまでの間、その事案が発生し、当課が報告を受け、関係業者や関係する監督員等、また関係課に事情聴取をした上で、それを基に、市内部の「上越市建設工事入札参加資格要件等審査委員会」で審議し、この程度の期間が相当だろうという結論を出します。それを最後に、決定権者である市長が決裁を行います。その決裁の日が始期となっています。10 月 1 日であれば、その日に市長から決裁を受けたということでご理解いただければと思います。

2 点目の上新開発株式会社の件については、岩井委員ご指摘のとおり、ここ数年間で何度か同様の事故を起こしています。

2 度 3 度と繰り返す中で、当初は一番軽い指導で口頭注意でしたが、2 度目は文書警告、3 度目は指名停止という措置を取らせていただきました。

上越市建設工事入札参加資格要件等審査委員会での議論にもよりますが、基本的には上新開発株式会社でない別の業者が、仮に同様の事案を起こした

とすれば、指名停止措置までは至らなかったであろうと想像しています。

今回の事案については岩井委員のご指摘のとおり、軽微ではありますが、過去にも何度か同じような事故を繰り返し、口頭注意、文書警告、さらには指名停止まで行っていたにも関わらず、今回は下請業者に直接の原因があったとしても、元請業者の責任として、今回は指名停止の措置をとったということです。ただし、事故の内容を斟酌し、期間は2週間としています。

岩井委員： ありがとうございます。2週間の期間について、その間に入札が行われない場合もある訳ですね。その場合は実害がないということになりかねないのですが、いかがですか。

宮下課長： 岩井委員のご指摘のとおりだと思います。指名停止に至るまでの手順として、事案発生後に直ちに審議し、速やかに委員会にかけるというスケジュールがありますので、決裁を受けた日から2週間の間に係る事案の指名案件がなければ確かに実害はないことになり、指名案件があれば実害があることになります。日程的には、我々は恣意的に操作していませんので、その停止期間の2週間、あるいは1か月といった間に指名案件があるのかないのかというのは、あくまで結果でしかありません。

岩井委員： そういう意味も含めて、前にも意見があったはずですが、規定が甘いように感じますし、もう少し厳しくしても良いのではないかと思います。私の意見としてお聞きいただければと思います。

今本委員長： 3回目の指名停止はどのくらいの期間だったのですか。

宮下課長： 前回の指名停止が今年の冬、平成30年1月25日から2月7日までの2週間です。

今本委員長： そうなると、前回と期間は同じとなりますが、そういうものなのですか。それまで過去3回繰り返しているのに、通常は累積的に重くなるものと想像したため、確認させていただきました。

宮下課長： 色々なご意見があるかと思います。基本的に我々は累積となるとは考えておらず、2回目だから1.5倍といった考えはありません。

例えば1月に指名停止を行い、すぐまた翌月に別の事故を起こすといった、限られた短期間のなかで同様な事案を発生させたという場合にあっては、例えば1.5倍の3週間、2倍の4週間という措置を行うことはあるかと思っています。この半年間をどうジャッジするかという部分もありますが、一定の期間が空いているという判断も我々はしていますので、仮に春先早々の事故であれば、今、委員長からお話しあったような、累積というよりも処分後間もなく同様の事件を発生させたということになり、1.5倍、2倍のいわゆる加重という措置は取り得たのかなと思います。今回はそれには該当しないものとして、同様の2週間の処分としたものです。

今本委員長： 株式会社タカワ建工は下請業者で、今回初めてなのに2週間というのは、その比較としては逆に重いのかなという気がします。

宮下課長： そのご指摘もごもっともだと思います。まずもってこの工事を請負っているのは上新開発株式会社ですので、下請業者の責任を元請業者がとるということで、上新開発株式会社が 2 週間の指名停止処分とされることについては委員の皆様には異論の無いことだと思います。

初めて事故を起こしてしまった株式会社タカワ建工について、仮に上新開発株式会社でなければ文書警告なりの処分です済むであろうと推察していますが、基本的には元請業者の処分を基に当該事案の直接の原因者も同様に処分するという運用をしていますので、それに基づき同様の 2 週間の指名停止としたものです。

今本委員長： 分かりました。

もう一つ、学校給食の指名停止案件ですが、この給食の発注というのはいかような形で行われるのですか。定期的に、例えば 1 学期単位で行われるものなのですか。仮に、そうだった場合、10 月 1 日から 14 日までの指名停止というのは全く意味をなさない可能性があるような気がします、いかがですか。

宮下課長： 詳細については今日、教育委員会の職員が出席していませんので、私の認識している範囲での話になりますが、先ほどお話したとおり、今回は 8 月及び 9 月分の 2 か月分での物資調達の話です。

基本的に、小中学校の学校給食の食材については 2 か月単位で発注をしています。ご指摘の件、先ほど岩井委員のご質問にも関連しますが、この指名停止期間中に実態として、公益財団法人新潟県学校給食会側に不利益はありません。

指名停止期間中に、10 月及び 11 月分の物資調達の見積り合わせが行われていますが、そこには参加できていません。公益財団法人新潟県学校給食会が得意とされる食材についても、入札に参加できなかったため、そちらへの納品は行っていないという状況です。これについても、あくまでも結果となります。

今本委員長： その裁量というのが、行政法の問題にはなりますが、結構広いと思います。我々の大学でも、学生に対する処分などでも、年度を跨ぐかどうかで卒業ができなくなるといった可能性が出てくるので、重く考えた方が良いのかなという気がしてお聞きしました。

他にはありませんか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 続きまして、審議に入りたいと思います。

【審議】

(1) 抽出案件の審議について

今本委員長： 今回、抽出案件について、11 件を抽出しました。

まず、No.1 の抽出案件から入りたいと思います。No.1 準用河川改修工事の

案件について、制限付き一般競争入札であるにも関わらず、落札率が高いということで抽出しました。説明をお願いします。

《No.1 準用河川改修工事》

鋤柄副課長： 工事の場所は金谷地区の小滝地内を流れている準用河川前川で、ちょうど妙高市に近い小滝ふれあいセンター付近になります。工期は平成 30 年 7 月 10 日から平成 31 年 1 月 25 日までの 200 日間です。

工事の概要については、河川の法面補強工事となります。平成 4 年から平成 30 年度までの間で実施する全体延長約 750m に亘る改修事業の一部にあたる工事であり、今年度の工事をもって整備が終了する予定です。

本工事の予定価格は税抜きで 3,716 万円、税込では 4,013 万 2,800 円となり 2,000 万円以上の工事になりますので、制限付き一般競争入札を実施しました。土木一式工事の A ランク工事に該当しますので、入札参加に必要な資格要件は市内に本社を有する土木一式工事の A ランク業者としました。今回の条件に当てはまる業者は 40 者です。

次に、入札結果です。落札率は 99.03% で、制限付き一般競争入札の土木工事の平成 29 年度の平均落札率 95.59% と比較しますと、3.44 ポイント高くなっています。

入札には 3 者が応札していますが、1 回目の入札では 3 者とも予定価格に至らず、再入札、再々入札を行った結果、3 回目の入札で落札者が大栄建設株式会社に決定しました。

応札者の 3 者はいずれも昨年実施した前川の改修工事の応札者であり、また、今回落札した大栄建設株式会社は昨年、一昨年もこの前川の改修工事を手掛けている業者であり、他の 2 者と比べて現場の状況をよく熟知している業者になります。

3 者とも非常に落札意欲が高い業者ですが、結果は昨年同様、大栄建設株式会社が落札者となりました。

今回、「制限付き一般競争入札であるにもかかわらず、落札率が高い。」という理由で抽出いただきました。

まず、制限付き一般競争入札と落札率の関連性ですが、入札方式別の平均落札率についてご説明しますと、平成 29 年度の実績では、高い方から順に、随意契約、制限付き一般競争入札、指名競争入札の順となっています。これは平成 28 年度も同様となっています。実績を見る限り、制限付き一般競争入札であっても落札率が低くなる傾向にあるとは言い切れません。

入札方式との関連性は見られませんが、本工事の落札率が通常の土木工事の平均落札率より高いのは明らかで、この落札率が高い点について考えてみますと、土木工事に関しては公表されている標準単価から、応札者はある程度予定価格に近接した、ある程度正確な金額を割り出すことができるので、最初の入札では予定価格よりやや高く不調となりましたが、積算がより正確

に行われていたと考えています。予定価格を超えての再入札、再々入札でしたので、高価格ラインで価格をすり合わせていった結果、予定価格に近い価格で落札に至ったものと推察しています。

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の説明で質問がありましたら、お願いします。

感想なのですが、原則として、一般競争入札が良いという中で、制限付きの一般競争入札の場合、ちょっと違うのかもかもしれませんが、指名競争入札の方が落札率は低くなるという実績であることが分かりました。

鋤柄副課長： 実績を見る限りでは、平成 28 年度も平成 29 年度も指名競争入札の方が若干、落札率が低くなっています。

今本委員長： 他に何かありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

《No.2 道路災害復旧工事》

今本委員長： 続きまして、No.2 の道路災害復旧工事についてですが、落札率が 100%だったということで抽出しました。これについて、説明をお願いします。

鋤柄副課長： 工事の場所ですが、板倉区猿供養寺地内を通っている市道で、板倉区を流れています大熊川の上流にある市道の一部になります。工期は平成 30 年 7 月 19 日から平成 30 年 10 月 26 日までの 100 日間です。

工事の概要ですが、昨年 10 月の台風により崩れ落ちた道路が約 15mあり、その修復工事になります。この市道は工事前までは通行止めでしたが、その先に民家は無く、生活道路でも無いため住民の生活に支障を来すことはありませんでした。工事は完了しており、現在は通行が可能になっています。

本工事の予定価格は税抜き 550 万円、税込では 594 万円となり 2,000 万円未満の工事になりますので、指名競争入札を実施しました。土木一式工事の C ランク工事に該当しますので、入札参加に必要な資格要件は通常であれば、市内に本社を有する土木一式工事 B、C、D ランク業者が要件になります。当初にこれらの業者で入札を行ったところ不調となり、次に業者を土木一式工事 A、B ランク業者に指名換えをして入札を行いました。こちらも不調になりました。最終的には市内に営業所を有する土木一式工事 A、B ランク業者まで要件の枠を広げて業者を選定しています。

入札結果については落札率が 100%という結果となりました。今程も申し上げましたが、本件については資料に記載されている入札の前に既に 2 回の入札が行われており、いずれも不調に終わっています。

最初の入札では、通常の工事ランクに合わせ、市内に本社を有する土木一式工事 B、C、D ランク業者を地理的要件により 12 者選定した上で、入札を行いました。結果は 12 者全てが辞退となりました。

次に、要件は変えずにランクを変更し、土木一式工事 A、B ランク業者として改めて入札を行ったところ、12 者のうち 10 者が辞退し、残りの 2 者も

予定価格を超過し、そのうちの 1 者は書類不備のため無効という結果となりました。予定価格を超えた残りの 1 者は応札額と予定価格との差が 3.91%と 10%以下でしたので、「概ね 10%以内である場合には随意契約に移行することができる」とした財務規則と、『入札の不調又は不落における随意契約の事務取扱要領』により、随意契約の交渉を行いましたが、結果は不調に終わりました。

これら 2 度の入札の結果から、工事現場に近接する市内本社業者だけでは入札を成立させることが困難であると判断し、要件を市内に営業所を有する業者まで広げて入札を行いました。

資料に掲載してある結果は 3 度目の入札結果になります。1 回目の入札では、12 者のうち 10 者が辞退し、残る 2 者は予定価格を上回りましたので、不調となりました。2 回目の再入札では 1 者が辞退し、残りの 1 者である清水土木工業にあつては予定価格を下回ることができず、この回も不調となりました。しかし、予定価格との差が 10%以下でしたので、随意契約の交渉を行ったところ、予定価格と同額の見積りを提示いただいたので、清水土木工業を落札者に決定しました。

今回、「落札率が 100%の理由を確認したい。」ということで抽出いただきましたが、本件については予定価格に達しない中で随意契約に移行したもので、結果として見積額が予定価格と同額となり、落札率が 100%になったものであります。

これはあくまでも憶測ですが、清水土木工業の 2 回目の応札額は 551 万円でしたので、随意契約の交渉の際に提示いただいた 550 万円が応札額の 1 万円単位を丸めた切れのいい数字であり、値下額も 10,000 円と少額で落としやすかったことがあったものと考えています。丁度切れの良い数字で提示していただいた金額が、偶然にも予定価格と同額であったのではないかと考えています。

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の説明で何かありましたら、お願いします。

山田副委員長： 業者の味方をする訳ではないですが、これだけ辞退が出てまとまらないということについては、前にお話しがあったかとも思いますが、この予定価格の決め方について、いかがなものかと思えます。

宮下課長： 以前にも、予定価格についての議論がありました。

端的にご説明しますと、実勢価格が予定価格になるということです。その時の実勢価格を算出するために大きく二つの方法があり、いろいろな資機材や人件費等に関して統計的なデータから基づいて算出する単価と、それ以外の部分で業者からの見積額の 2 つの組み合わせで予定価格を設定しています。

どちらかと言うと土木工事、先ほどのNo.1でもご説明しましたが、いわゆ

る標準価格というものが土木工事については、ある程度設定されていますので、概ね予定価格は業者の方で近い金額を算出できるものと思っています。

今回の案件については予定価格の設定自体は今の考え方に基づき設定していますので、合理的な金額であると我々は認識しています。入札の回数として3度まで行き、その3度目に行った入札においても、予定価格に達せず随契交渉にまで及んでいます。今回抽出いただいた案件だけでなく、同様に2回目までいった例もあり、これはちょうどこの時期に、昨年台風被害等の災害現場が数多く市内に点在しており、当方で業者に確認すると、とても人手が足りないとの内容でした。仮に、同様の工事が違う時期に出ていれば何としてでも応札したいが、今この時期はとても手が回らない、せっかく声をかけていただいたのだけど落札して迷惑をかけるよりも辞退させていただきたい、などの声を聞いています。

結論を申しますと、市で設定した予定価格と言うよりも、発注時期の問題、しかも山間の工事ですのでなかなか応札するにあたっては、手元の工事量や人手などの問題で遠慮されたのかなと思います。

今本委員長： 他に何かありましたら、お願いします。

一つ質問ですが、これは昨年の台風被害に伴う復旧工事ですか。

鋤柄副課長： そうです。去年10月の災害によるものです。

今本委員長： 先ほど、発注状況の報告の時に話がありましたが、指名競争入札が増えたという説明がありましたが、その原因と一致すると考えてよいのですか。

宮下課長： 災害復旧工事でも国の災害査定を受けて行うものや、市が単独で行うものなど、色々ありますが、この案件は災害査定を受けて行うもので、最初に発注状況で説明した部類となります。

今本委員長： 他に何かありましたら、お願いします。

全委員： (意見なし)

《No.3 防火水槽解体撤去工事》

今本委員長： 続きましてNo.3の防火水槽解体撤去工事について、落札率が低く、低入札価格調査を実施した上で決定したのか確認したいということで抽出しました。この案件について、説明をお願いします。

鋤柄副課長： 工事の場所は新光町3丁目地内で市役所から上越大通りを出て、直江津方面に向かって700～800mほど進んだ東側の住宅街の中にあります。

工期は平成30年8月13日から平成30年10月11日までの60日間です。工事の概要ですが、鉄筋コンクリート造の防火水槽一式の解体撤去工事です。この防火水槽は有事に備えて設置したのですが、借用している土地の地権者からの申し出により撤去することになったもので、撤去に当たっては、近隣に代替可能な防火水槽があることを確認しており、地域住民の方々の了解も得ています。

予定価格は税抜き160万9,200円、税込価格は173万7,936円となり

2,000万円未満の工事になりますので、指名競争入札を実施しました。入札参加に必要な資格は、「解体工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の資格を有し、かつ、解体工事を希望する業者としました。要件に合う業者から解体工事の規模を考慮し、地理的要件により12者を選定しました。

本工事は参考見積を基に予定価格を設定した上で、仕様書により発注するもので、最低制限価格は設けていません。そのため、最低応札者の応札額が予定価格の85%を切った場合は低入札価格調査を実施し、適正な価格で積算されているかどうかを調査することになります。

入札結果については、落札率が46.61%という結果となりました。入札では指名業者12者のうち7者が辞退し、残り5者で競争した結果、最低応札額を提示した有限会社清水建材が落札者となりました。

今回、「落札率が低く、低入札価格調査を実施した上で決定したのか確認したい。」という理由で抽出いただいています。

今ほどご説明したとおり、本件については応札額が予定価格の85%を下回っていますので、応札者の有限会社清水建材に対し、担当課である危機管理課の職員同席の上、低入札価格調査を実施し、「積算内訳書には仕様書に記載された事項が漏れ落ちなく計上されていること」、「提携業者との交渉により、発生材処分費等を抑えることができたこと」、「自社の企業努力により、重機回送費や諸経費等を抑えることができたこと」などについて、確認しています。

これらの点を確認した上で、積算内容に不適切な点はないと判断し、有限会社清水建材を落札者と決定しました。

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の説明について、何かありましたら願います。

笹川委員： 低入札価格調査を実施して、適正に仕事をお願いできるとして、決定されたということですが、他の業者の入札金額とかなり違う理由はどのように考えているのですか。

有限会社清水建材だけがすごく低く入札されているので、他の業者とはどのような内容が違うのですか。

鋤柄副課長： 他の業者から参考見積をいただいています。その中で、他の業者と違った点として、発生処分費などがかなり安く抑えられている点、また、会社で必要とする諸経費、一般管理費や仮設費がかなり安く抑えられている点を確認しています。また、今回の入札額であってもきちんと工事をやっていただけということも確認しています。

西條係長： 実際に、低入札価格調査に出席しましたので、補足いたします。

有限会社清水建材とお話しする中で、防火水槽のある場所が、舗装されていない私道の突き当りに設置されており、また、大きな道路から現場に至るまでの間に、民家の塀がせり上がっていて、大きな車両が進入できない状況

となっています。

このことから、私道に敷き鉄板をどのように敷くか、あるいは当該私道を行き来できる運搬車両の大きさなどを吟味していただき、今回の工事に適した運搬車両を使用することによって、効率よく資材の搬入や廃材の搬出をすることが可能であるということをお聞きしました。そういった点でも経費を低く抑えていただくことができたものと考えています。

今本委員長： 解体処分費はそんなに変わるものなのかなと正直なところ思ったのですが、実際のところはどうか。

西條係長： 解体処分費自体については、委員長のおっしゃるとおり、発生した処分量によりますので、それ以外の人件費や資材の搬入や廃材の搬出などに関する費用の圧縮が大きいのではないかと考えているところです。

岩井委員： 新たに建設する工事と、今回のような解体工事を比較した場合、解体工事の場合に低価格調査が多くなるのですか、そうとも言い切れないのですか。

宮下課長： まず、解体工事や建築工事に関わらず、最低制限価格を設定する工事と設定しない工事があります。

最低制限価格を設定しない工事については、今ご審議いただいているとおり、入札金額が予定価格の 85%未満であった場合に低入札調査を行うという仕組みがあります。

最低制限価格を設けていないものは何かというと、仕様書発注と言いまして、業者からの見積りが主で、私どもは機能発注と言っていますが、こういった工事をしてください、こんな建物を建ててください、あそこにある建物を壊してください、という発注内容になります。

同じように、こういう建物を建ててほしい、と発注するとしても、提示した図面により、この積算の基で、こういう考え方でこういう建物を作ってください、という場合には設計書発注になりますので、国のモデルに従い、その場合には概ね 85%の最低制限価格というものを設けます。そうしますと、その先には調査がありませんので、この 46.61%となる入札額では失格となります。

以上から、仕様書発注で 85%未満のもの、いわゆる機能発注した工事等については解体、建築に関わらず、低入札があった場合には低入札価格調査という制度があるということをご理解いただければと思います。

今本委員長： 他に何かありますか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 無ければただ今の案件については、これで終わりたいと思います。

《No.4 リージョンプラザ上越コンサートホール舞台吊物機構設備ワイヤーロープ等更新工事》

今本委員長： 続きまして、No.4 リージョンプラザ上越コンサートホール舞台吊物機構設備ワイヤーロープ等更新工事で随意契約とした理由を確認したいということで抽出しました。ここに書いてあるとおりだと思いますが、説明をお願い

します。

鋤柄副課長： 工事の場所は下門前地内にありますリージョンプラザ上越のコンサートホールになります。工期は平成 30 年 10 月 5 日から平成 31 年 2 月 28 日までの 147 日間です。

工事の概要ですが、当該建物は昭和 59 年 10 月に開館していますが、築年数もかなり経過し、施設設備の経年劣化が進んでいるため、施設内各所で改修工事を行っており、コンサートホール舞台のワイヤーロープ等の吊物設備もその工事の一つに当たります。

入札結果については一者随意契約で、落札率が 100%という結果となりました。

今回、「随意契約とした理由を確認したい。」という理由で抽出いただいています。この舞台装置システムは、三精テクノロジーズ株式会社が独自に開発したものであり、同社が設置し、以後保守点検を行っていますので、他の業者が施工した場合には、性能性・機能面・安全面が保証されません。

また、本工事は舞台装置システムの部分的な改修工事となっているため、システム一連の整合性やシステム全体の調整を図る必要がありますので、開発業者の三精テクノロジーズ株式会社でないと施工することが難しく、請負業者を価格競争で決定する競争入札には馴染まないものと言えます。

以上の点から、今回の案件については財務規則第 135 条第 3 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するため、この工事を随意契約としました。

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の説明について、何かありましたらお願いします。

一つ質問ですが、一部分だけの更新工事だったという理解でよいのですか。

鋤柄副課長： そうです。システム全体の一部分の工事になります。

今本委員長： 分かりました。他に、何かありますか。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 無ければ、次にNo.5 の案件に移りたいと思います。

《No.5 清算金台帳等作成業務委託》

今本委員長： 清算金台帳等作成業務委託です。落札率が 100%だったということで抽出しました。この案件について、説明をお願いします。

西條係長： 本業務については、大和 5 丁目他における上越市新幹線新駅地区土地区画整理事業の換地処分によって確定する清算金について、徴収・交付事務手続きを円滑に処理するため、清算金台帳等を整備し、権利変動や特約等に基づく清算金額や分割徴収・交付額を整理するとともに、清算金確定通知、清算金徴収及び交付通知等、清算金の徴収・交付に必要な書類を作成するという業務です。

対象地区の面積は 28.4 ヘクタールあまり、地権者数は約 230 名、筆数は整理前が 688 筆、整理後は 323 筆となっています。

業務の内容としては、大きく 4 つあります。1 点目としては、清算金確定通知書の他、清算金徴収・交付事務に必要な供託不要の申出書や重畳的債務の引受申出書、債権譲渡通知書の作成、2 点目は換地処分により確定する清算金の金額に係る台帳の整備・整理、3 点目は清算金徴収及び交付通知書の作成などになります。4 点目は打合せ・協議となっています。

業者指名の選定条件としては、資料記載のとおりではありますが、参考見積業者の他、市内本社又は市内営業所業者のうち、3 つの条件を付しています。1 つ目は土地区画整理法に基づく土地区画整理業務を専門的に行うため、国土交通大臣が定める技術検定に合格した土地区画整理士が在籍していること、2 つ目は土地区画整理業務の実績を有していること、3 点目は建設コンサルタントのうち都市計画及び地方計画の実績等を有していることの 3 点を条件としました。この条件に合致する登録業者は参考見積を徴した業者も含めて 6 者となりますが、その中から 5 者を選定しています。

当該業務については、公的な設計図書が無いことから、市では設計を行わず、内容に精通している業者の参考見積に基づき予定価格を定めています。また、最低制限価格も設けていません。

当該業務については、市が直接土地区画整理事業を行う場合に必要となる業務になっています。過去に実施事例も少なく、平成も間もなく終わりに近づいていますが、平成の 30 年間においても数件程度の実績しかなく、過去にあまり事例がない業務です。

よって、予定価格の算出に当たり、通常 2 者から徴している参考見積について、予定価格の算定に万全を期すため 4 者から徴し、予定価格を算定しています。

今回、今本委員長から「落札率が 100%の理由を確認したい。」とのことで案件として、抽出いただいています。

当該業務については先ほどもご説明したとおり、市が直接、土地区画整理業務を行わなければ必要とならない業務であり、数多く発注が行われる業務ではありません。

土地区画整理士が在籍し、当該業務に精通した業者については市内本社、市内営業所業者を含めても 6 者しかいないという状況からも、発注自体が少ないことが容易に想像されるものと思います。

参考見積については 4 者から徴していますが、そのうちの 2 者の入札額は参考見積額と同額であり、その他の 2 者にあっても、そのうちの 1 者は参考見積額から数%の減額の幅になっており、残りのもう 1 者が十数%減額した額で入札されている状況です。

今回の入札において、予定価格として採用した参考見積を提出した業者が

参考見積価格と同額で入札を行い、他の業者の入札額がいずれもその額を上回っていたことから、結果として落札率が 100%となったものです。

ここからは推察となりますが、今回の業務について、市でもあまり発注実績が少ない業務であり、土地区画整理士が在籍し、かつ当該業務に精通した業者は市内本社及び市内営業所業者を含めても数えるほどしかおらず、競争原理があまり働かずに、参考見積額を採用した業者が参考見積額と同額で入札したため、結果として、落札率が 100%となったものと考えているところです。

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の説明について、何かありましたらお願いいたします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 無ければ、次の案件に移りたいと思います。

《No.6 リージョンプラザ上越定期点検業務委託》

今本委員長： No.6 の案件ですが、リージョンプラザ上越定期点検業務委託について、落札率が極端に低い理由を確認したいということで抽出しました。この案件について、説明をお願いします。

西條係長： 先ほどの抽出案件No.4 と同様、リージョンプラザ上越の案件となります。先ほどは工事でしたが、今回は定期点検業務になります。

本業務委託については建築基準法第 8 条第 1 項の維持保安に係る規定として、「建築物の所有者、施設管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。」と明記されており、その点検の義務に関して、同法第 12 条において規定されています。

次に建築基準法第 12 条に係る点検の概要について、ご説明します。点検の周期、期間については建築物が 3 年以内ごと、建築設備等が 1 年以内ごとの実施期間、周期になっています。

点検の対象となる建物については、5 階以上の階層で、かつ、延床面積 1,000 m²以上の事務所等の建築物の他、行政庁舎や図書館など不特定多数の方が利用する公共建築物等となります。今回のリージョンプラザ上越については、後段の不特定多数の方が利用する公共施設等に該当しています。

点検の内容について、ご説明します。建築物の点検については、主に敷地の状況、屋根・外壁等外部に接する部分及び屋内の防火及び点検等に係る関する点検となっています。また、建築設備の点検については、主に非常用照明、換気設備、給排水設備等の点検ということになっています。

今回の「リージョンプラザ上越定期点検業務委託」については、当該施設の建築物及び防火扉などの防火施設、換気・排煙設備等の建築設備に係る定期点検を行う内容となっています。

履行期間としては、資料に記載のとおり平成 30 年 9 月 10 日から平成 30

年12月8日までの90日間です。

指名業者の選定条件としては、市内に本社を置く一級建築士事務所のうち、業務場所であるリージョンプラザ上越からの地理的要件なども加味し、選定しています。

指名業者については参考見積を徴した業者も含めて、8者としています。当該業務については施設や設備の内容等を専門家の知見から一定程度の時間を割いて建物を見て回って点検するという内容であることを踏まえ、市では設計を行わず、内容に精通している一級建築士事務所から参考見積を徴し、その内容に基づいて予定価格を定めています。また、最低制限価格についても設けていません。

今回、今本委員長からは、「落札率が極端に低い理由を確認したい。」という事で抽出いただいています。

今回の業務にあたっては、ご指摘のとおり落札率が27.43%となっており、低い落札率となっています。

過去、市で発注した建築基準法に基づく定期点検業務の平均落札率についてご説明しますと、平成27年度が5件で87.12%、平成28年度が3件で65.78%、平成29年度が2件で98.66%となっており、直近の平成29年度の平均落札率と比較しても71.23ポイントも低いという状況です。

また、年度の途中ですが、本年度は今回の案件も含み6件あり、平均落札率は80.38%となっており、こちらと比較しても52.95%も低い状況です。

ただ、過去3年間の実績の中には、平成28年度の案件として、安塚区の雪だるま高原施設の定期点検業務で46.99%、同じく平成28年度に同区の生涯学習センターの定期点検業務で51.37%という実績がありました。

資料にも記載しているとおり、予定価格の85%を下回っていることから、低入札価格調査を実施しています。

聞き取りの中では、当該業者にあつては現状の業務量からどうしても受注したい、という回答でした。

また、入札額の算定に当たっては資料にはありませんが、本年度に只今、上越市入札監視委員会の会議を開催しているガス水道局庁舎の隣にある木田第1庁舎建築物定期点検業務の入札を行いました。この落札額を参考にして、入札額を決めたという回答もありました。今ほどご説明した木田第1庁舎建築物定期点検業務については45万円で落札決定を行っています。予定価格は61万1千円であり、落札率は73.65%となっていました。

今回の入札では、当該業者にあつては木田第1庁舎の入札に7万円を上乗せした52万円という額で入札しているところです。履行期間についても当該案件と同じく90日間となっています。また、点検を行う延床面積についても、リージョンプラザ上越が15,884.56㎡であるのに対して、木田第1庁舎が12,834.09㎡であり、3,000㎡ほど木田庁舎の方が少ない状況です。

が、比較的同規模と言えるかと思えます。

ここからは推察となりますが、大きく 2 つ挙げさせていただきます。まず、1 点目としては当該落札業者の現状の業務量から受注意欲が非常に高かったことが挙げられます。2 点目としては直近で入札を行った木田第 1 庁舎建築物定期点検業務の落札額を参考に入札額を算定したため、この落札額に引っ張られる形で廉価な額で入札したのではないかと考えられています。これら 2 点により、落札率が低くなったのではないかと考えているところではあります。

今本委員長： ありがとうございます。今ほどの説明について、何かありましたらお願いします。

隣同士の建物なので、その分の経費が浮くというような判断はあったのですか。

西條係長： 今ほどの説明が不足していましたので、補足させていただきます。

当該建物同士は離れており、また、木田第一庁舎の点検業務を落札された業者と今回の業者は別になります。過去の木田第 1 庁舎建築物定期点検業務の落札額を参考にして、リージョンプラザ上越の定期点検の入札額を決定されたとお聞きしています。

今本委員長： ありがとうございます。他に何かありましたら、お願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： ただ今のリージョンプラザ上越定期点検業務委託については、以上で終わります。

《No.7 住記系証明書コンビニ交付システム構築業務委託》

今本委員長： 続きまして、No.7 の事案です。住記系証明書コンビニ交付システム構築業務委託について、業者選定の過程を確認したいということで抽出しました。この案件について、説明をお願いします。

武田係長： 本案件については業務場所が市民課となっており、履行期間が平成 30 年 7 月 18 日から平成 31 年 6 月 30 日までとなっています。

なお、現在、改元が予定されていますが、新元号が未定ですので改元が予定されている日以降の年についても平成により表記しており、他の案件の資料についても同様としていますので、ご承知おきいただければと思います。

事業の概要について、コンビニエンスストア等における証明書の自動交付システムの構築ということで、当該システムの導入業者である富士通株式会社新潟支社と随意契約の方法により契約を締結しているものです。抽出理由ですが、「業者選定の過程を確認したい。」ということですので、ご説明します。

現在、住民票や印鑑証明などの住記系の証明書においては、木田庁舎や出張所、各総合事務所の窓口において、それぞれの窓口端末から「住民記録システム」にアクセスして発行業務を行っています。

今回、契約を締結しました「コンビニ交付システム構築業務」については、今ほどご説明しました「既存の住民記録システムを改修する業務」と新たに「新規の証明発行サーバを構築する業務」の両方を必要とするものです。

既存のシステムについては、システム事業者のパッケージソフトを使用したシステムとなっており、他の業者が改修を手掛けることができないものになっていることから、財務規則の第135条第3項第2号に該当するため、住民記録システムの導入業者である富士通株式会社新潟支社と随意契約の方法により、契約を締結したものです。

なお、この度、この住記系証明書その他に、戸籍謄本や抄本などの戸籍証明書、また、課税証明書や納税証明者などの、税証明書についても「コンビニ交付システム構築業務委託契約」を締結しています。

いずれも、債務負担行為により、平成31年6月30日までを委託期間として契約を締結しているものですが、住民記録システム同様に、現在、窓口業務で使用している既存システムの改修を伴う業務であることから、それぞれのシステム導入業者、戸籍総合システムにおいては「富士ゼロックスシステムサービス株式会社」、税情報システムにおいては「株式会社BSNアイネット上越支社」と随意契約により契約を締結しています。

また、もう一方の業務であるコンビニエンスストア等における証明書発行サーバの構築については戸籍システムあるいは住記システムに集約して構築する方法と、戸籍、住記、税のそれぞれのシステムごとに構築する方法のいずれかの方法において、費用対効果やシステム障害発生の確率なども検証した結果、「戸籍・住記・税・システム別構築方式」により、それぞれの既存システムごとにサーバ構築作業が進められているところです。

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の説明について、何か質問等ありましたらお願いします。

証明発行サーバはそれぞれ違うということなのですが、元々は何か経緯はあったのですか。別にすると何か不都合は起きないのかなと少し心配してしまうのですが、いかがですか。

伊藤副課長： 今、委員長からご質問のあった方式についてですが、私ども担当課では例えば住記システムに全ての情報を入れて税情報も戸籍情報も発出する方法、また、戸籍サーバに全ての情報を入れて税情報も加えて発出する方法、他に今ほど私ども契約している戸籍と住記と税、各々別に分かれて契約する方法と、3通りを検討しました。

契約検査課からも説明がありましたが、その中でまず、費用面の話と安全性、障害が発生した場合にいち早く改修ができるという視点で検討した時に、各々の開発業者と契約した方が、障害が発生した場合の対応としてもスピードが上がります。また、富士通株式会社で持っている情報を税情報のシステムの株式会社BSNアイネットに移すという作業で費用が発生してし

まうため、既に別契約で所持している情報を各々が構築してコンビニ交付サービスの中で発出する方が費用として安くなるという面がありましたので、この2点により、今回は各々で契約する方法をとらせていただきました。

今本委員長： 分かりました。他にありましたら、お願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： ただ今の案件については、これで終わりたいと思います。

《No.8 平成30年度整備 小学校教育用コンピュータ機器賃貸借》

今本委員長： 続きまして、No.8の案件です。平成30年度整備小学校教育用コンピュータ機器賃貸借について、もう少し安く契約できるのではと思うが、今回の落札率について確認したい、ということで抽出しました。この案件について、事務局から説明をお願いします。

武田係長： 賃貸借場所ですが、市内小学校32校、幼稚園1園、教育プラザの学校教育課になり、個々の学校に配置する計画になっています。

賃貸借期間は平成30年9月1日から平成36年8月31日までの72か月です。概要についてはお示ししたとおり、教師用、児童用タブレットパソコンの他、デスクトップパソコン、カラープリンタ、モノクロプリンタ等々になります。

契約の方法については指名競争入札の方法により、ジェー・シー・エスココンピュータ・サービスが17,756,900円、落札率99.81%で落札決定に至っています。

抽出いただいた理由として、「もう少し安く契約できるのではと思うが、今回の落札率について確認したい。」とのことです。

まず、今回の予定価格ですが、予定価格については2者から参考見積を徴し比較した上で、価格の安い方を予定価格としています。

本案件に係る入札では資料でお示ししたとおり、20者を指名した中で、予定価格に達した応札は1者のみで、参考見積を徴した業者が落札決定に至っています。

ご案内のとおり、落札率は競争の結果によるものであり、高かった要因は推測の範囲のお話となりますが、大きく二つほど考えられると思っています。

一つ目としては、予定価格の根拠とした参考見積の精度が高かったことが考えられます。

市教育委員会では、文部科学省が示す数値目標に基づき、市内の学校へのコンピュータ機器整備を進めていますが、本案件については平成29年から3年かけて更新をしている「市内小学校の教育用コンピュータ機器整備事業」の2年目に当たるものであり、また、これ以前の年度においても、「中学校用コンピュータ」などで同種の事業実績も有していたことから、参考見積の積算段階において、ある程度の精度が高められたのではないかと推測し

ています。

二つ目として、今回の賃貸借契約の特徴として、賃貸借期間終了後は、賃貸借物件の所有権が借借人である市に移行する仕様となっていることが考えられます。

このことから、賃貸人からすると、賃貸借期間終了後に該当物件を引き取って有効活用する、または現在の借借人と再リース契約を締結する、といった契約終了後における経済的な利益が見込めないことから、今回の入札においては大幅な値引き等がなされなかったものではないかと推測しています。

今本委員長： ありがとうございます。今の説明について何かありましたら、お願いします。

賃貸借期間終了後に、市に所有権が移行するということですが、市の資産になるということなのですか。

武田係長： おっしゃるとおりです。今ほどの説明のとおり、教育委員会では文部科学省が示す数値目標に基づき、整備を進めていますが、まだまだ目標とする台数に達していないことから、リース終了後も引き取って台数を増やしていきたいという狙いがあるということで、所有権移転型の契約を締結していくと聞いています。

今本委員長： 分かりました。昔ほどではないと思いますが、古いパソコンというのは使いものにならない可能性があるので、少しそこが心配でした。6年間は長いなという気がして、確認させていただきました。

他に、何かありますか。

岩井委員： 参考見積を徴する場合があるかと思うのですが、その時の業者の選定方法はどのように決めているのですか。

武田係長： 参考見積については予算所管課で、今回で言いますと、学校教育課で参考見積を徴して、それを基に予算執行することになります。もちろん、入札参加資格者名簿に登載されている業者から選ぶということが大前提になります。これまでの導入実績なども踏まえた上で、信頼のおける市内業者を選び、見積りが徴されていると考えています。

岩井委員： 参考見積を徴した業者が受注するというケースが多いのですか。

武田係長： 統計的な数字は持ち合わせていませんが、今回もそうですが、参考見積を徴した業者が落札に至っているケースは数多くあると思っています。

今本委員長： 他に、何かありますか。

笹川委員： 6年間の期間が満了したら、市の所有になるということは色々な法律でそうなっているのかもしれないですが、賃貸借する場合と購入する場合の比較において、賃貸借の方を選択した理由はあるのですか。

武田係長： 賃貸借と購入のいずれかの方法かによって調達されるものですが、もちろん財源的な問題もありますし、今回の賃貸借契約については品物のリースの他に、この6年間において技術的指導といったものも賃貸借のメニューに

含まれているということで、導入後においても、教職員の方々に対する技術指導なども含まれた内容となっていることもあり、賃貸借が選択されている要因の一つであると考えています。

笹川委員： 分かりました。

今本委員長： 他にありましたら、お願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 無ければ、以上で市の発注分の案件について、終わりたいと思います。

《No.9 春日山ガス供給所球形2号ガスホルダー供用中検査工事》

今本委員長： 続きまして、No.9以降はガス水道局発注分になりますが、No.9 春日山ガス供給所球形2号ガスホルダー供用中検査工事について、制限付き一般競争入札の中では落札率が高いということで抽出しました。この案件について、事務局から説明をお願いします。

池田主任： まず工事の内容について、ご説明します。本工事については、ガス水道局のガス供給所の1つで、春日山ガス供給所にある球形ガスホルダー、いわゆるガスタンクですが、このガスホルダーについては「日本ガス協会」の指針により、定期的に検査をすることとなっています。

検査は通常10年から15年に一度行うこととなっていますが、この球形ガスホルダーについては前回、平成15年度に行った検査結果が良好であったことから、前回の検査から15年後の今年度に検査を行ったものです。

検査については主に金属を「溶接」した個所を対象に行っています。球形ガスホルダーは金属の板を「溶接」で繋ぎ合わせています。この溶接部に傷がある場合は経年劣化によりガスが漏えいする可能性があることから、溶接部の傷の有無を超音波等で検査するものです。

具体的な工事内容ですが、今回の工事ではガスホルダーの最も高い部分が約20メートルであることから、施工に当たり足場を組みます。この足場の設置及び撤去を行う「仮設工事」、溶接部の検査のために塗装を剥ぐ「検査前処理工事」、溶接部の傷の有無の確認・各種検査のための「検査工事」、検査が終わった後に検査時に剥がした部分の塗装を再度行う「塗装工事」、付属設備の錆を防ぐための「防食工事」等となっています。

次に契約方法としては本工事の予定価格が2,000万円以上の工事であることから、制限付き一般競争入札としています。業者の選定に当たっては施工内容から、工種を「鋼構造物工事」とし、さらに「平成20年4月1日以降において、都市ガス球形ガスホルダーの建設工事または定期検査の元請実績を有すること。」という要件を加えています。発注に当たり、要件に合致する業者を確認したところ、上越市建設工事等入札参加資格者名簿の「鋼構造物工事」に登録がある業者は全国で5者ありました。

本件については「制限付き一般競争入札の中では落札率が高い。」とのご指摘です。本件は仕様書による発注のため、参考見積を基に予定価格を設定

しています。

なお、本件は一度6月に入札を行い、予定価格に達しなかったことから不調となった案件の仕様を一部見直し、再度公告したものです。

通常は複数業者からの見積額を参考に予定価格を設定するところですが、再度公告に当たり、6月の入札時に応札いただいた複数の業者に対し改めて参考見積を依頼したところ、資料に記載されています1者から参考見積を提出いただき、その他の業者については参考見積を辞退されたことから、この1者の参考見積額を基に予定価格を設定しています。

ガスホルダーの検査工事は特殊な工事であることから、検査を行う技術者も限られており、参考見積からの値下げ交渉が困難であることが推測されます。そのようなことも落札率が高くなった要因として考えられます。

実際に、入札時に業者から提出される工事費内訳書と参考見積を比較したところ、実際の施工に要する費用は参考見積からの値下げがなく同額となっていました。値下げがあったのは、その他の経費部分で、いわゆる業者の利益分で若干の値下げとなっていました。以上のことから、参考見積の時点から精度が高く、これ以上の値下げが厳しいという額で参考見積を提出されたため、結果として落札率が高くなったと考えています。

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の説明について、何か質問ありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 無ければNo.9の案件について、以上で終わります。

《No.10 頸城受水場撤去工事》

今本委員長： 続きましてNo.10の案件、頸城受水場撤去工事について、解体工事については落札率が高くなる傾向にあるが、落札率が100%の理由を確認したいということで抽出しました。先ほどの案件では解体工事の方が低いという事例がありましたけれども、説明をお願いします。

池田主任： 頸城受水場は昭和60年4月、当時の頸城村が上越地域水道用水供給企業団から水の供給を受けたことに併せて建設しました。

受水場では当該企業団から高い圧力で送られてくる水の圧力を減らす「減圧」、また、頸城村と当該企業団の間で交わされた契約水量を超えないように受けた水を村内に配水する量のコントロールの他、追加の塩素消毒を行うことができる機能がありました。

その後、平成25年4月に当該企業団が上越市ガス水道局と統合し、旧当該企業団側の施設に水圧を減らす機器を取り付けた他、配水量のコントロール等が不要となったことから、受水場としては今後使用する見込みがなくなりましたが、受水場内の水道管を通して、一部給水していたことから、施設を解体していませんでした。

平成29年度に近隣の水道管の入替えを行い、受水場を通さない別ルート

からの給水が可能となったため、受水場内の水道管も不要となり、今年度に施設解体を行ったものです。

具体的な工事内容ですが、受水場の建屋及び付属設備の解体、受水場内の機器をコントロールする計装設備等の撤去及び敷地内の水道管の撤去です。

契約方法としては予定金額が 2,000 万円未満の工事であることから、指名競争入札としています。

また、業者の選定に当たっては施工内容から、工種を「解体工事」とし、「解体工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」の入札参加資格を有し、規模の小さな工事でありますことから、「土木一式工事」及び「建築一式工事」の格付けが A ランク以外で、かつ、解体工事の施工を希望する、上越市内に本社を有する業者としました。条件に合致する業者は 44 者となっております。

本件については「解体工事については落札率が高くなる傾向があるが、落札率が 100%の理由を確認したい。」とのご指摘です。

解体工事は設計書による積算ではなく、主に仕様書により発注していますが、本工事についても仕様書による発注としています。仕様書による発注の場合は複数の業者から参考見積を徴し、その価格を基に予定価格を設定しています。参考見積の段階から精度の高い見積りを提出された場合、予定価格と落札額の差が小さくなり、結果、落札率が高くなります。特に、本施設は施設規模も小さく一般的な構造であることから、現場を確認した業者であれば参考見積の段階から精度の高い金額を算出することは可能であると考えられます。

また、本工事については落札率が 100%となった原因として、参考見積の段階で最低額を提示した業者と落札された業者が一致したこと、また落札業者に聞き取りをしたところ、現場確認を十分に行った上で、実際の入札額を想定した参考見積を提出した、とのことでしたので、結果として、落札率が 100%となったものと考えられます。

今本委員長： ありがとうございます。何か質問等がありましたら、お願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 特に無ければ、ただ今の案件については終わりたいと思います。

《No.11 大潟ガス供給所付臭ポンプ点検整備業務委託》

今本委員長： 続きまして、最後の案件No.11 大潟ガス供給所付臭ポンプ点検整備業務委託について、役務の中では落札率が高いということで抽出しました。この案件について、事務局から説明をお願いします。

池田主任： 都市ガスの原料となる天然ガスについては本来、無色無臭の気体ですが、そのまま使用するとガス漏れに気づきにくいことから、微量なガス漏れでもいち早く発見できるよう、保安上の目的から、ガス特有の臭いとなる付臭剤を加えて供給するよう、法令により定められています。

この付臭剤は揮発性の液体であり、この大湯ガス供給所にあるタンクで貯蔵しています。ガスに臭いを付ける際、今回点検対象となっているポンプを使用し、天然ガスが通る管に一定量を滴下することで、臭いを付けています。

本業務については滴下する量の確認及び調整、消耗品の交換の他、滴下する付臭剤内部に不純物があると目詰まりして不具合は発生することがありますので、そういったものを取り除くフィルターの交換を行っています。

次に、契約方法ですが、指名競争入札としており、業者の選定に当たっては、業務内容から建設工事入札参加資格者名簿の「機械器具設置工事」に登録のある業者のうち、市内本社業者及び市内営業所業者全 33 者の中から特殊な機械であることを考慮し、取扱い可能な 5 者を選定しました。

本件については「役務の中では落札率が高い。」とのご指摘です。ご指摘のとおり、今年度の委託業務の平均落札率が 85.55%であるのに対し、本業務の落札率は 95.83%であり、約 10 ポイントの差があります。

今年度及び昨年度についてはガス及び水道メーターの修理再検定業務委託で 60%から 70%台と他の業務に比べて低い落札率となっていたことから、このような差が出たものと考えられます。

また、本件の落札率が 95.83%となっていることについては先にご審議いただいた 2 件と同様、本業務についても仕様書による発注であり、予定価格の算出にあたっては、複数の業者から参考見積を徴して設定しています。

この参考見積と入札額の差が少ないほど、落札率が高くなりますが、本件について、落札業者から聞き取りをしたところ、委託の対象機器が特殊なものであり、交換部品が輸入品であり、国内での流通が少ないことから、部品の値下げができなかったとのことでした。

また、特殊な機器ということで、人件費に相当する部分についても、専門の技術者を他県から呼んで検査しているということと、専門性が高いということで、値下げができなかったと伺っています。

このことから、入札に当たっては会社の利益等に当たる諸経費を一定程度圧縮して入札いただいておりますが、結果として、諸経費についても大幅に圧縮することができず、落札率が高くなったと考えています。

今本委員長： ありがとうございます。ただ今の説明について、質問等ありましたらお願いします。

全委員： (意見なし)

今本委員長： 以上で抽出案件の審議について、終わりたいと思います。長時間ありがとうございました。それでは最後に事務局から何かありましたら、お願いします。

宮下課長： 皆様の委員としての任期ですが、冒頭お話したとおり、委嘱状の任期は来年 3 月末までとなっています。それまでの間、委員会の所掌事項である「本市が発注した工事等の入札及び契約手続」や「指名停止、警告又は注意喚起」

に係る再苦情等があった場合については、今本委員長とご相談させていただいた上で、随時お集まりいただく場合がありますが、冒頭申しあげましたとおり、今回の会議が任期中最後の定例会となります。

ここで、ひとつの区切りですので、最後に今本委員長から一言いただければと思っています。よろしくをお願いします。

今本委員長： 2年間に渡り、お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございました。特に、岩井委員からは毎回鋭い質問をしていただき、大変良かったなと思っています。この任期中の定例会はこれで終わりということではありますが、今後ともこういう形で入札の監視を継続していただきたいと思っておりますので、継続される先生方におかれましては、今後とも何卒よろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

宮下課長： 委員長からお話しがありましたとおり、本当に2年間に渡り大変どうもありがとうございました。事務局を代表して、皆様に改めてお礼申しあげます。

本日は足元が悪い中、また、年末のご多用の中お集まりいただきありがとうございました。

以上で、本委員会を終了させていただきます。